

第7章

都市づくりビジョンの実現に向けて

第1 政策連携と協働による都市づくりの推進

現状

区は、平成18（2006）年3月に「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定し、区民自ら地域の課題に取り組むことを自治の起点として、区民、企業・民間事業者、区などの協働による自立した区政運営の確立を自治の基本理念に位置づけました。

こうした区政の基本理念を踏まえ、区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体との『政策連携と協働』を豊島区の都市づくりの基本姿勢と位置づけ、都市づくりビジョンの実現に向けて取り組みます。

1 協働による都市づくりの展開

- 多様な主体との協働にあたっては、差異性、補完性、有期性の視点に立ち、協働のメリットを最大限に発揮した都市づくりを推進します。
- それぞれの主体が持つ特長を生かし、補完し合いながら、まちづくり計画の推進過程に対等な関係で参画できるまちづくりを進めます。
- 外国人住民の増加への対応や多様性の尊重、共創の概念を取り入れつつ、あらゆる主体がパートナーとして地域課題を解決するとともに、新たな魅力や価値を創出する社会の構築を目指します。
- 協働の期間を設定して取り組みの成果を評価しながら、必要に応じて見直しを加えることにより、効果的なまちづくりへとつなげていきます。

2 多様な主体が担う都市づくりの役割

(1) 区民の役割

- 一人ひとりが、日常生活の中から都市づくりの目標を実現するために取り組みます。
- 地域で活動する様々な人々と活動分野を超えて協力し、地域の魅力向上や課題の解決に向けてエリアマネジメントに取り組みます。
- まちづくりの主演として、都市づくりビジョンで示した都市づくり方針及び地域別まちづくり方針の視点に立ち、まちづくり計画の策定、実施、評価、見直しの過程に主体的に参画します。

(2) 企業・民間事業者の役割

- 地域社会の一員として、企業活動を通じ、敷地内の緑化や屋外広告物の適正化、個性ある街並みの演出、公開空地を準公共空間とした公共空間との一体的な活用など、地域特性に応じた秩序あるにぎわいと活力の創出に取り組みます。
- 都市開発や大規模敷地の機能更新などの際には、都市づくりビジョンを踏まえ、地域の魅力の向上や課題の解決に貢献する計画とします。

(3) 大学・専門学校などの役割

- 平成27（2015）年11月に締結した「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定⁸⁷」（以下、「区と区内大学の連携・協働の包括協定」という。）に基づき、学生の地域活動への参加や高度な知的資産を積極的にまちづくりへと還元し、地域のまちづくりに貢献します。

図表2.26 区内8大学



87 豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定：人的・知的・物的資源に交流、教育機能の向上、豊かな地域社会の創造を図るため、平成27年（2015）年に豊島区と区内大学との間に締結された協定

- 協働による具体的なプロジェクトに加えて、災害時の避難場所や貴重なみどりの保全、美しい景観の形成など、「場所」としてのキャンパスが持つ機能や魅力をまちづくりに生かしていきます。
- 大学や専門学校を活用したプログラムによって、人々の交流を生み出し、文化を育む人材育成に取り組みます。
- 留学生が多く在籍する区内8大学を中心に、国際的な交流拠点の形成に取り組みます。

(4) 区役

- 都市づくりビジョンの実現に向けて、区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体との協働による都市づくりを推進するため、防災、環境、産業、文化、福祉、健康、子育て、教育など関係部局との政策連携を推進し、庁内が一体となった施策を展開します。
- 庁内の政策連携にとどまらず、各分野で活動する地域団体やNPO、民間事業者や大学など、様々な主体間の協働を促進し、複層化する課題に対応していきます。
- 国や東京都、隣接する区の都市づくり部局に加えて、警視庁や東京消防庁など、都市づくりビジョンを実現するために必要となる関係機関との連携を強化します。

3 政策連携と協働を進める情報の共有

(1) 都市づくりビジョンの共有化

- 都市づくりに関する理解を図り、政策連携と協働によるまちづくりを促進するため、区民、企業、大学、NPOなどの多様な主体と都市づくりビジョンで示す基本理念と目標や都市づくり方針を共有していきます。
- 豊島区の将来を担う子どもたちが、地域の中で潤いあるみどりや美しい景観、受け継がれてきた歴史と文化などを感じながら、都市づくりの大切さを理解していく仕組みづくりを検討します。

(2) 都市づくり情報の共有化

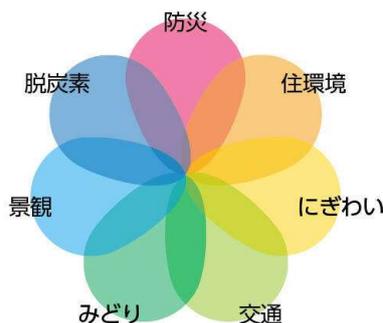
- まちづくりの手法・制度や支援策など、地域のまちづくりに必要な情報を発信し、共有するために、説明会やワークショップなどを積極的に開催するとともに、地理情報システム(GIS)⁵⁵など情報通信技術(ICT)⁶⁸を活用した情報提供に取り組みます。
- 都市づくり動向の分析や都市政策に関するデータ、都市計画基礎調査や土地利用現況調査の結果などを分かりやすくまとめた「豊島区の街づくり」を作成し、区民がまちづくりを検討する際に活用できる情報として提供します。

4 都市づくりビジョンによる政策連携の推進

都市づくりビジョンでは、これまでの都市計画の範囲にとどまらず、生活の質を高める視点を加えた、防災、住環境、にぎわい、交通、みどり、景観、脱炭素の7つの戦略(都市づくり方針)を示しています。

この7つの戦略の展開にあたっては、密接に関係する政策間の連携を強化し、複層化する課題に即応した効果的な都市づくりを推進します。

図表227 7つの戦略(都市づくり方針)



図表228 都市づくりビジョンと連携または具体化する主な計画

計画名	方針1 防災	方針2 住環境	方針3 にぎわい	方針4 交通	方針5 みどり	方針6 景観	方針7 脱炭素
豊島区地域防災計画	●	●		●	●		●
豊島区耐震改修促進計画	●	●		●			
豊島区国土強靱化地域計画	●	●		●			
池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画	●	●		●	●		●
豊島区住宅マスタープラン	●	●		●	●		●
豊島区公共施設更新計画	●	●	●	●	●	●	●
豊島区子ども・若者総合計画	●	●	●	●	●	●	●
豊島区地域保健福祉計画	●	●	●	●			●
豊島区スポーツ推進計画	●	●	●	●	●		●
豊島区マンション管理適正化推進計画		●					
豊島区健康プラン		●					
池袋駅コア・ゾーンガイドライン2020	●	●	●	●	●	●	●
池袋駅コア整備方針2024	●	●	●	●	●	●	●
東池袋駅周辺まちづくり方針	●	●	●	●	●	●	●
豊島区産業振興指針		●	●			●	●
豊島区観光振興プラン	●	●	●	●	●	●	●
豊島区地域公共交通計画（策定予定）	●	●	●	●	●	●	●
豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画		●		●	●		●
池袋駅地区バリアフリー基本構想		●		●	●		●
池袋副都心交通戦略				●			
豊島区みどりの基本計画	●	●	●	●	●	●	●
豊島区景観計画	●	●	●	●	●	●	●
豊島区環境基本計画	●	●		●	●		●
としま男女共同参画推進プラン	●	●	●	●	●	●	●

●：都市づくりビジョンと連携または具体化する主な計画

5 都市整備分野の体系的な計画の策定

都市づくりビジョンを都市整備分野の上位計画として、体系的に施策を展開できる体制を整備します。具体的には、「都市づくりビジョンの7つの都市づくり方針を具体化する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、そのもとに地域やテーマなどに応じた計画を作成し、それぞれの役割を明確にします。

基本計画に対応した計画がない場合には、必要に応じて策定を検討するとともに、分野別計画との連携により基本計画の役割を担うこととします。

第2 都市経営の視点に立った持続可能な都市づくりの推進

1 時代の変化に対応した効果的な都市づくりの展開

今後、人口減少、少子・超高齢社会が進展する中で、必要性や緊急性を踏まえて政策の優先順位を判断し、選択と集中による効果的な都市づくりに取り組みます。

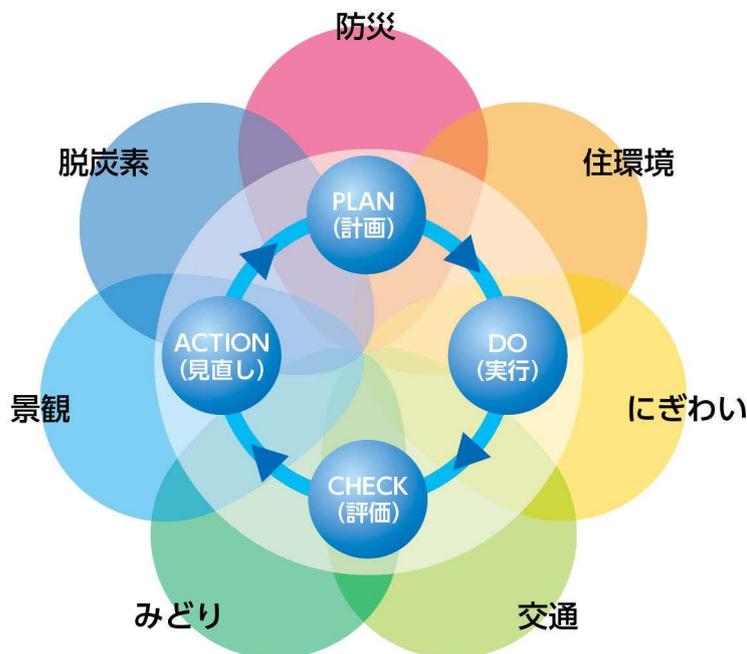
そのために、都市づくりビジョンの策定において、庁内部局が連携した検討の枠組みをPDC Aサイクル⁸⁸へと引き継ぎ、全庁的な都市づくりの推進体制を構築します。

88 PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）
という政策サイクル

また、進捗状況の評価する指標については、基本構想・基本計画や関連するまちづくりの方針に設定されている指標を基に評価します。

評価にあたっては、学識経験者を中心に構成する都市計画審議会の部会などの活用を検討します。

図表2 29 都市づくりビジョンに基づく政策連携の推進体制



2 都市づくりの目標を実現するための制度活用

(1) 都市づくりを着実に推進する財源の確保

都市づくりの推進にあたっては、長い時間と多額の費用が必要となることから、国や東京都などの制度を最大限に活用して必要な財源の確保に努めます。

(2) 特区制度を組み合わせた新たな都市づくりの提案

規制緩和を推進する特区制度と都市づくりを組み合わせて、従来の枠組みでは実現できなかった計画・事業を国や東京都へ積極的に提案し、都市づくりビジョンで掲げた都市づくりの目標を実現していきます。

3 既存ストックの適正な維持管理と整備

公共施設の再配置等にあたっては、まちづくりの重要な要素であることを踏まえ、都市づくりビジョンで示した都市構造、「立地適正化計画（仮称）」や公的不動産（PRE⁸⁹）の有効活用などと連動させながら検討を進めていきます。

また、既存ストックの長寿命化や予防保全型の維持管理、新たなニーズへの対応など、分野を超えた政策連携や様々な主体との協働によって計画的なストック対策に取り組み、持続可能な都市づくりを実現します。

あわせて、PPP⁹⁰やPFI⁹¹など民間活力の導入を検討し、効率的で効果的なインフラや公共施設等の整備などに取り組みます。

89 PRE：Public Real Estate の略。国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的にマネジメントし、所有・利用形態を合理化する

90 PPP：Public Private Partnership の略。官民連携により公共サービスを実施する手法

91 PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で実施し、効率的で効果的なサービスの提供を図る

4 地域経営を実現するエリアマネジメントの促進

区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体が協働して、快適な環境の創出や美しい街並みの形成、安全・安心なまちづくり、地域の歴史や文化の継承など、地域の価値を高める自主的なエリアマネジメントの取組を促進します。

そのために、市街地再開発事業の機会やまちづくり協議会、地域区民ひろばの活動などを契機としてエリアマネジメントの普及を図ります。また、エリアマネジメントを円滑に開始、持続、発展させていくため、道路や公園をはじめとする公共施設、公開空地等の有効活用を図ります。さらに、エリアマネジメント組織による施設管理やイベント開催、地域のプロモーション活動などに取り組むB I D⁹²の導入を検討し、区内全域に広げながら、区民による自立的な地域経営につなげていきます。

第3 都市づくりを支える人材の育成と活用

1 都市づくりを担う人材の育成

(1) コミュニティのデザイン力を備えた人材の育成

高齢者や障害者などのノーマライゼーション、多様化する就業形態・働き方への対応、女性の活躍を支える社会システムの構築など、都市が抱える様々な課題の解決に取り組む人々の都市づくりへの参画を促し、ハード・ソフトの視点からコミュニティをデザインできる人材を育成します。

(2) 心地良い都市空間を生み出す人材の育成

地域を大切に思う気持ちを共有し、昔から暮らす人と新たに住みはじめた人が支え合い、まちのルールやマナーを互いに守りながら、国内外から訪れる人々をあたたかく迎え入れる心地良い都市空間を生み出す人材を育成します。

(3) 次世代を担う子どもたちの育成

将来の都市づくりを担う子どもたちが、生まれ、育っていく地域の歴史や文化、防災まちづくりなどを学ばせ、きっかけづくりに取り組みます。

2 高度な専門知識を有する人材の活用

大学や専門学校などの教育・研究機関と連携して、都市整備分野だけではなく、7つの戦略における高度な専門知識を有する学識経験者等を積極的にまちづくりに活用していきます。

3 政策連携と協働の要となる職員の育成

都市計画に関する高度な専門知識に加えて、行政分野の枠組みを超えた都市政策の視点からの広い視野と柔軟な発想力を高め、複層化する課題に対応できる職員を育成します。

あわせて、区民や民間事業者など都市づくりに関わる様々な主体と対話を繰り返し、今後の方向性を示しながら、実現に向けて合意形成を図っていく能力の向上に取り組めます。

⁹² B I D : Business Improvement District の略。区域内の不動産所有者から負担金を集め、その資金で施設管理やイベント開催、地域のプロモーション活動などの地域活性化に取り組む制度